

# 釧路市名誉市民が決定しました

名誉市民は、市民または本市に縁故が深く、公共の福祉の増進、社会・文化の進展または本市の発展に貢献し、その功績が卓絶であり、市民から郷土の誇りとして深く尊敬を受ける方に対し、釧路市名誉市民の称号を贈り顕彰する制度です。

令和8年第2回2月定例会において、前釧路市長の故 <sup>えびなひろや</sup> 蝦名大也氏を釧路市名誉市民に選定することについて、議会の同意を得て決定しました。



故 蝦名大也氏 (享年68)

釧路市議会議員、北海道議会議員を務められた後、釧路市長として4期16年の長きにわたり本市のかじ取りを担い、困難な課題が山積する中であっても、市民生活の安定と地域の発展に尽力されました。

特に、就任当初、財政危機に直面していた釧路市の財政健全化に大きな功績を残され、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進し、基金の増加や不良債務の整理など、安定した財政基盤の構築に尽力されました。強い覚悟と決意をもって最大限の努力を傾けたこれらの取り組みは、単に財政状況の改善にとどまらず、次世代に健全な市政を引き継ぎ、都市経営の視点による持続可能な行政運営の基盤づくりに大きく寄与した点において高く評価されています。

また、防災・減災対策の推進、釧路港の機能強化、観光振興、地域経済の基盤強化など、市政各般にわたり卓越した実績を残されたほか、全国市長会副会長をはじめ、北海道市長会副会長、北海道港湾協会会長などの要職を歴任されるなど、郷土釧路市はもとより北海道の発展に多大な功績を残されました。

問合せ先 市役所秘書課 (☎31-4501)

## 釧路市物価高騰対策消費者支援事業 くしろ市民応援クーポン

## 加盟店募集

登録料や  
決済手数料は  
掛かりません!

担当課：市役所商業労政課

2026(令和8)年6月から釧路市内で実施する「くしろ市民応援クーポン(電子クーポン)」を取り扱いいただく店舗を募集します。

### 参加可能な店舗

釧路市内の小売り、物販、飲食業で、消費者から電子クーポンでの支払いを受け付けることができる店舗

※審査の結果、登録できない場合があります。

### 申込締切日

5月11日月

※追加募集も随時受け付けますが、クーポン利用開始までにスターターキットをお届けするためには、5月11日(月)までの申し込みが必要です。

### 申込方法

二次元コードをスキャンし表示される申込フォームからお申込みください。  
※ウェブからの申し込みが難しい方は、くしろ市民応援クーポンサポートセンターにお問い合わせください。



加盟店申込フォーム

URL <https://kushiro-city.request.gmo-housepay.jp/card-new/>

### ご利用方法

STEP 1 ウェブなどから簡単登録!

STEP 2 スターターキットが届く。

STEP 3 店舗へ設置した決済用二次元コードや読取端末にて決済処理。  
※読取端末は店舗側で準備をお願いします。

※加盟店マニュアルやポスターなどスターターキットを6月以降に順次発送します。

### 2種類の支払方法

アプリ型

はがき型

利用者に決済用二次元コードを読み込んでいただきます。

店舗側で利用者の二次元コードを読み込みます。

「アプリ型のみ」「アプリ型とはがき型の両方」の中から選択可能です。

### 加盟店登録の種類

アプリ型

はがき型

「はがき型」を対応希望の場合、読み取り用の端末が必要です。レンタル(有料)の用意もしていますので申し込み時に記載してください。なお、端末については既存のタブレットやスマートフォン(カメラ・ウェブ検索機能付き)でも対応可能です。

問合せ先：くしろ市民応援クーポンサポートセンター

050-5865-9444 営業時間 午前9時～午後6時(土・日曜日を除く)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。



## 釧路市 ひきこもり相談窓口 をご存じですか?

ひきこもりで悩む方やご家族からの相談を受け付けます。相談員が1人ひとりの話を聴き、解決への道筋を一緒に考えます。

ご本人	ご家族
◆現状を変えたいけど、どうしたらいいかわからない	◆本人が学校や仕事を辞めてから、家から出なくなってしまって心配
◆誰も自分の気持ちを分かってくれない	◆どう声を掛けたらいいかわからない
◆社会に出ていく自信がない	◆本人の将来が不安

一人で悩まずに、まずはご相談ください。

一度に全てお話ができなくても大丈夫です。誰かに話をすることで気持ちが楽になり、新たな糸口が見つかるかもしれません。ご本人、ご家族、身近な方、どなたでもお気軽にご相談ください。



### 相談窓口

#### 生活相談支援センター

##### くらしごと

☎65-1250 午前9時～午後6時  
(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)



#### くしろ若者

##### サポートステーション

☎68-5102 午前10時～午後6時  
(月・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)



※上記は、市が相談窓口を委託している機関です。

※メール相談も受け付けています。各ホームページからお問い合わせください。

担当課 市役所社会援護課福祉政策担当 (☎31-4536)